

平成27年度 第2回

# 熊本県いじめ防止対策審議会



県鳥「ヒバリ」

平成27年11月4日(水)  
ホテル熊本テルサ「ひばり」

# 平成 27 年度第 2 回 熊本県いじめ防止対策審議会

## 次 第

日 時 : 平成 27 年 11 月 4 日 (水)  
午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 30 分  
会 場 : ホテル熊本テルサ「ひばり」

### 1 開 会

総括審議員兼教育指導局長あいさつ

### 2 議 事

「熊本県いじめ防止基本方針の見直し案（最終案）について」

### 3 諸連絡

### 4 閉 会

**平成27年度第2回熊本県いじめ防止対策審議会  
出席者名簿**

**委 員**

	所属・役職	委員名	職能分野（専門）
1	熊本大学教育学部附属 教育実践総合センター シニア教授	(会長) 吉田 道雄	学識経験者（教育）
2	九州ルーテル学院大学 准教授	岩永 靖	精神保健福祉士（福祉）
3	熊本大学教育学部附属 教育実践総合センター シニア教授	浦野 エイミ	臨床心理士（心理）
4	高島法律事務所	高島 剛一	弁護士（法律）
5	くまもと青明病院	橋本 千穂	医師（医療）
6	熊本県民生委員児童委員 協議会会長	宮本 武夫	民生委員（福祉）

※任期：H26. 7. 2～H28. 7. 1

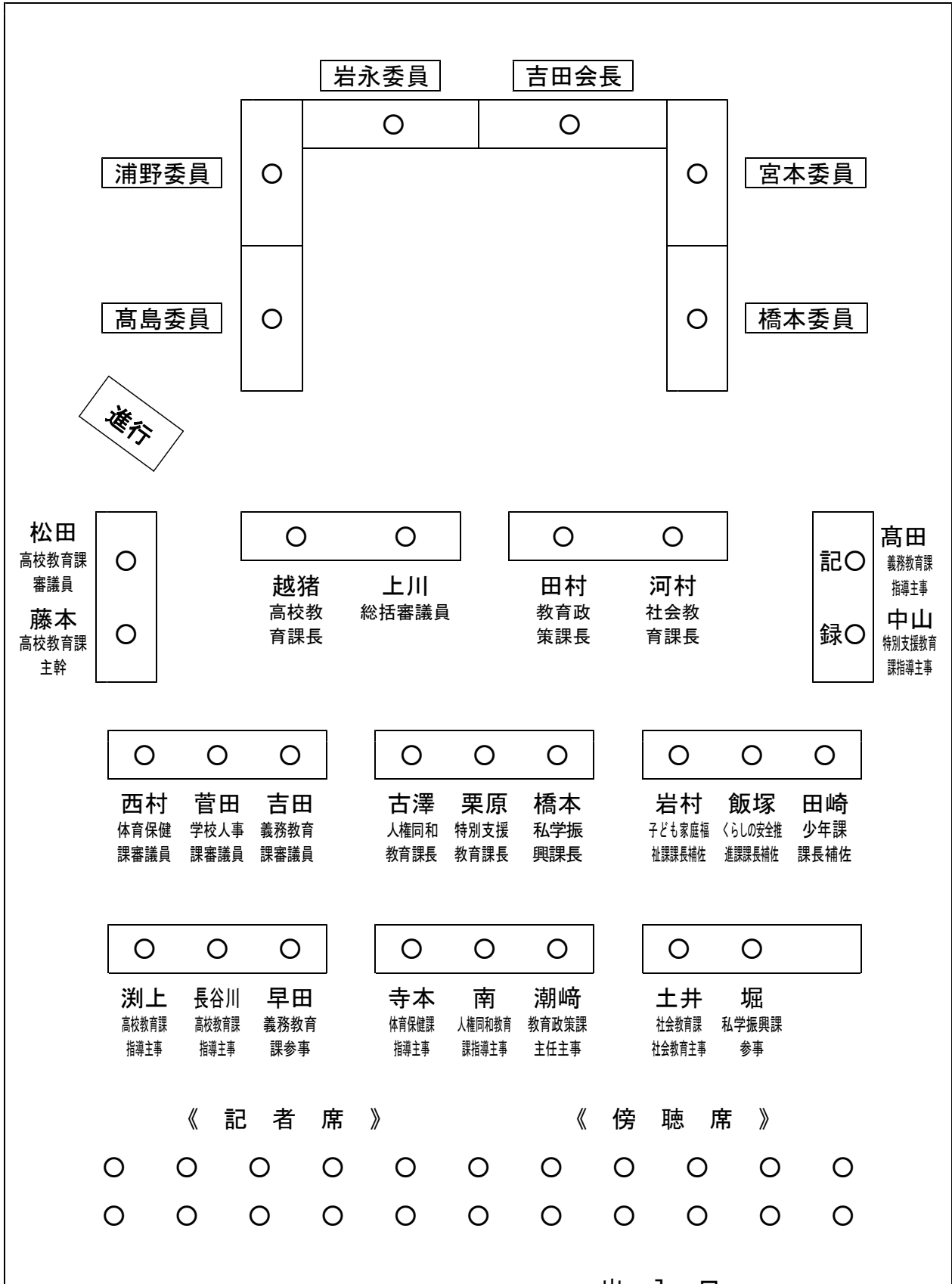
**関係課（教育庁、知事部局、警察本部）**

	所 属 ・ 職 名 等	氏 名	備 考
1	総括審議員兼教育指導局長	上川 幸俊	
2	教育政策課 課長	田村 真一	
3	教育政策課 主任主事	潮崎 弘靖	
4	学校人事課 審議員	菅田 雅之	
5	社会教育課 課長	河村 雅之	
6	社会教育課 社会教育主事	土井 淳	
7	高校教育課 課長	越猪 浩樹	
8	高校教育課 審議員	松田 満	
9	高校教育課 主 幹	藤本 浩明	
10	高校教育課 指導主事	淵上 佳宏	
11	高校教育課 指導主事	長谷川 博臣	
12	義務教育課 審議員	吉田 明博	
13	義務教育課 参 事	早田 宗生	
14	義務教育課 指導主事	高田 恵美	
15	特別支援教育課 課長	栗原 和弘	
16	特別支援教育課 指導主事	中山 武也	
17	人権同和教育課 課長	古澤 広義	
18	人権同和教育課 指導主事	南 聡	
19	体育保健課 審議員	西村 浩二	
20	体育保健課 指導主事	寺本 護	
21	私学振興課 課長	橋本 有毅	
22	私学振興課 参 事	堀 圭介	
23	子ども家庭福祉課 課長補佐	岩村 聡子	
24	くらしの安全推進課 課長補佐	飯塚 暁子	
25	少 年 課 課長補佐	田崎 龍児	

# 平成27年度第2回熊本県いじめ防止対策審議会 座席配置図

日 時：平成27年11月4日（水）9：30～11：30

会 場：ホテル熊本テルサ2階 ひばり



## 平成27年度第2回熊本県いじめ防止対策審議会 議事録

○日時：平成27年11月4日(水)午前9時30分～午前11時30分

○場所：ホテル熊本テルサ「ひばり」

〈吉田会長〉

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における「いじめ」に関する調査結果について報告があった。例年のことだが、都道府県で件数に相当の差が見られる。したがって、数値の比較をしても意味がないと思う。

県としては、冷静かつ粛々といじめ解消のために取り組んでいくことが大事である。

〈藤本主幹〉

P1～P7の修正箇所について説明。

〈吉田会長〉

P4に「いじめに負けない」については、「なお書き」が追加されている。これについては、人権教育の担当課からご意見をいただきたい。

〈人同課古澤課長〉

いじめをする人がいるからいじめがなくなる。いじめは決して許されない。いじめを受ける側の問題ではなく、いじめる側の問題である。いじめはいじめをする人の心の弱さからきている。いじめをしようとする心やいじめを見て見ぬふりをする心などの弱い心からきている。それに打ち勝つための強い心を持つということがいじめに負けないという言葉に表れている。

〈吉田会長〉

知事が公的に「いじめに負けない」と発言されていることがあり、その整合性をとる必要がある。

〈高島委員〉

この表現で良い。

〈橋本委員〉

この表現で良い。

〈橋本委員〉

P1に、国、県、市町村・・・その他関係者とあるが、関係機関が良い。

P1にすべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう・・・はいじめを認知しながらの箇所の主体が明確に示されていない。すべての教職員等の言葉を入れたらどうか。

〈吉田会長〉

この部分の主語は児童生徒で、「傍観者にならない」ように教育することが強調されている。教職員等に対象を絞ることはできない。

〈上川総括審議員〉

いじめを認識しながら放置するという表現はいかがか。見過ごす、見過ごさない等の表現を検討する。

〈吉田会長〉

いじめはいけないとわかっているが、そのことを言えない状況がある。それは人としての課題でもある。そうした課題を解決することの重要性を指摘する表現にしていきたい。

〈橋本委員〉

P 6にいじめの解決は、・・・新たな活動に踏み出すまでを含めて・・・とあるが、この表現には緊迫感が感じられない。迅速に、速やかにといった期間を示した表現、さらに短期間のうちに関係機関との連携を図るような表現にしてほしい。

〈吉田会長〉

いじめへの対処に関わって「解消率」という言葉が使われている。しかし、その判断は難しい。解消したと思っていても、いじめられたことがその後フラッシュバックするといったケースもある。

〈浦野委員〉

いじめへの対処については、学校が前提にあるだろう。すべての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが重要であるとあるが、この主体は誰か示されていない。誰がするのか、明確に示した方が良い。

〈藤本主幹〉

P 7～P 11の修正箇所について説明。

〈吉田会長〉

ここは対策が中心になっているが、質問、意見はないか。

事務局から委員への質問はないか。

P 11において、いじめが起きた場合、その事案に対して行った対応を評価することも必要だろう。

〈藤本主幹〉

P 1 1～P 1 5の修正箇所について説明。

〈吉田会長〉

P 1 4にいじめは「格好悪い」ではなく、法的に「悪い」ことだという意見もあったが、児童生徒の心情に響く表現として、この表現を引用した。

〈岩永委員〉

文部科学省の通知文も盛り込まれたので、保護者と学校の認識のずれを防ぐことにつながると思う。

〈吉田会長〉

学校と保護者との共通認識を図ることは大事である。授業参観等を活用してほしい。

〈浦野委員〉

被害者がいじめられたと感じたらいじめであるが、いじめの認知には開きがあると思う。日頃より、クラスでいじめのついて考える機会を設けることが必要である。いじめについての認識が進んだら、いじめの発見にもつながるだろう。

〈吉田会長〉

職員室で問題を共有することが必要である。個人で対応するのではなく、組織での対応が必要である。

〈浦野委員〉

消しゴムを貸してと言ったら無視された。これはいじめかクラス全体で話し合い、子どもが考える指導をすることが必要である。このような内容が基本方針に組み込まないか。

〈吉田会長〉

例えば ～などという形で文面に組み込んだらどうだろう。

〈藤本主幹〉

P 1 5～最後まで修正箇所について説明。

〈橋本委員〉

P 1 4に児童生徒の見守りや信頼関係の構築・・・とあるが、先生方が子どもたちのことをしっかり見ているかが大事である。それを受けてのアンケートやチェックリストだと思う。

〈吉田会長〉

いじめの対応には教師のリーダーシップが必要。それが職員室での人間関係に影響する。とくに校長の対人スキルの向上を図ることが必要であろう。

いじめがないといっている学校があるが、個々の人間が集団で生活しているなかで、いじめが起きないわけがない。学校としては、「いじめを見抜く感受性が鈍っている」との認識の方が健全だと思う。すべての教師が「いじめに気づく感受性」を磨く必要がある。

〈浦野委員〉

学校の組織は、いじめの認知、解消に機能しているのか。年2回開催するといった形式的なものになっていないか。各学校における組織が形式的な組織として終わらないような表現はできないか。

〈吉田会長〉

県の基本方針なので、細かいところまでは書けないが、マイナスの事例を含めて具体化する必要がある。

〈岩永委員〉

基本方針はよくまとめられている。別に、手引きなどがあるとよい。いじめは子どもだけでなく、大人も傷つく。初動の行き違いから擦れ違いが生じる。判断の基準となるシートなどがあればいいのではないか。

〈吉田委員〉

いじめの対応については、いろんな方策があるだろうが、何でもやってみるべきである。やる前から「できない」と否定するのでは、そこで思考が停止してしまう。まずければ「元に戻す」といった朝令暮改の精神が必要だと思う。

〈高島委員〉

本県のいじめの件数は減っているが、その要因はなにか。件数の推移をみて、検討することは必要である。(本審議会等において)

〈越猪課長〉

件数減の分析は今後進めていく。いじめを受けた児童生徒を認知し、いじめを解消していくことは必要である。

以前はいじめの認知件数が全国一になり、様々な意見を受けたことがあるが、その後減少に転じているのは、一つ一つの事案に対して丁寧に取り組んだ成果だと考えている。また、先生方のいじめを見逃さない姿勢や組織的な対応の成果だとも考える。SC、SSWの活用やいじめへの組織的対応が浸透している。



〈宮本委員〉

基本方針は良いと思う。いじめは大人の目線ではないところで起きている。担任や養護教諭が最前線となる。中高は教科担任制になりいじめをキャッチしづらい。

80～90%解消しているが、その残りのいじめに対する組織的対応が必要。そのためにもどのような組織を整備していくかが課題。担任一人が背負うのではなく、学年会や生徒指導部等にヘルプが出せるような組織かが大切である。

〈吉田会長〉

法律では、学校にいじめに対応する組織を設置することになっているが、それが有効に機能するかどうか問題になる。学校評議員制度などもいじめ対応には役に立っていないという声もある。

〈橋本委員〉

いじめを認知したら、速やかに解決することが必要である。また、いじめた子への指導が必要である。

〈吉田会長〉

小学校で解決できなかった事案について、中学校にしっかり伝わっているか、またその後、適切な対応がなされているのだろうか。

〈越猪課長〉

本年度ストレス対処教育プログラム集を作成し、各学校に送付し、活用いただいている。また、北稜高校においては、先日研究授業を実施し、80名の教職員が参加し、研修を深めている。さらに、湧心館高校において、2月に研究発表会を開催予定である。

〈吉田会長〉

本日、いただいた御意見をもとに事務局が修正を行い、私とのやり取りをしながら案文を完成させる。それを委員の皆様にも最終確認いただき、教育長へ答申したいと考えている。最終確認をしていただく前の事務局とのやり取りについては、私に一任していただければよろしいか。

〈全委員〉

異議無し。

〈吉田会長〉

全体的はこの案文でよいのではないかと思うので、本日の審議を終了する。